



2022年3月4日

大阪府労働委員会
会長 林 功 殿

申請者名称

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

あっせん申請書

1. 使 用 者
所 在 地 〒534-0025
大阪市都島区片町2丁目2番40号
京橋大発ビル2階 電話 06-6353-5678
会 社 名 株式会社エムティー
代 表 者 代表取締役 八尋 勇
事業の種類 施設常駐警備、イベント警備、身辺警備、機械警備
2. 組 合
事務所所在地 〒533-0031
大阪市東淀川区西淡路1-2-56
電話 06-6308-4117
組 合 名 J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
代 表 者 執行委員長 笹田 伸治
結成年月日 1991年8月11日
組 合 員 数 約100名
上 部 団 体 全日本鉄道労働組合総連合会 (略称「JR総連」)
加 盟 系 統 連合
3. あっせん事項
団体交渉の開催促進
4. 申請に至るまでの経過

① 2021年4月15日、東海旅客鉄道株式会社 (以下、「会社」または「JR

東海」という) から J R 東海労働組合 (以下、「J R 東海労」または「本部」という) に対し、新幹線乗務員に対して就業規則にある「54 歳原則出向」を再開するとの説明があった。その後、4 月 21 日、J R 東海関西支社 (以下、「支社」または「関西支社」という) は、J R 東海労新幹線関西地方本部 (以下、「地本」という) との業務員会においても「54 歳原則出向」の説明を行った。会社の説明によると、就業規則第 28 条の 2 の「54 歳に達した日以降の人事運用においては、原則として出向するものとする。この場合、賃金は会社基準により支給する。」(以下、「54 歳原則出向」という) として社員は 54 歳になると原則として出向を命じている。そして同条に基づいて出向を命じられた場合、定年 (60 歳) まで会社に復帰することはないとされている。

会社のこのような出向の取扱いは、1990 年において会社の定年が 55 歳から 60 歳に引き上げられる際に、急激な人員の増加による人件費の増加と雇用不安に陥らないように就労先の確保が必要となる影響を緩和するために導入された条文である。

現在、60 歳定年となってから 30 年が経過し、定年がさらに 65 歳へと延長されつつあり、「54 歳原則出向」は現状に当てはまらない内容となっている。さらに新幹線乗務員に対する「54 歳原則出向」は約 20 年に渡って運用されておらず、これまで新幹線乗務員は定年まで乗務員として勤務し続けることが慣行となっていた。

- ② J R 東海労は、1991 年の結成以来、これまで会社による組合活動に対する介入や差別、組合員への不利益行為などの組織破壊を受け続けてきた。J R 東海労は、その都度、抗議や団体交渉の開催を求めてきたが、会社は一向に中止や謝罪をすることなく、今日まで来ている。会社はこれまで J R 東海労を弱体化させるための多くの不当労働行為を繰り返している。
- ③ 支社は、大阪第一運輸所で新幹線乗務員の業務に就いていた J R 東海労組合員の西三喜夫さん (以下、「西組合員」という) に対して面談を行い、2021 年 10 月 1 日からの出向通告を行った。しかし、出向先会社に労働時間規制違反などの明白な労基法違反があることを西組合員と、J R 東海労が指摘したため出向命令が解除された。
- ④ 西組合員は出向の面談において、終始、なぜ自分が出向へ出なければいけないのか。定年まで新幹線の乗務員を続ける意向であり、出向は納得いかないと明白な意思表示を行った。さらに、西組合員は地本執行委員の組織部長という重責を担っており、出向へ出ると J R 東海との協議の場に出席出来なくなることや職場で組合員との交流や意思疎通の組合活

動が出来なくなるという問題が発生する。このような組織の中心人物である西組合員を大阪第一運輸所の職場から放逐することは、組合組織の団結や活動に対する介入である。

- ⑤ しかし、会社は西組合員に対して 2022 年 1 月 17 日より別の出向先会社への出向を命じてきた。西組合員の苦情に基づいて開催された苦情処理会議や、転勤に伴う苦情を扱う簡易苦情処理会議において、西組合員の出向を取り消すよう J R 東海労としても抗議したが会社は頑な姿勢を崩さず、撤回には至らなかった。
- ⑥ 1 月 21 日、西組合員は出向先会社である株式会社エムティー（以下、「エムティー」という）の会社経営陣（八尋勇社長、八尋大輔副社長、西村説子専務）との面談に於いて、八尋勇社長から「うちは団体交渉なんかしない」と言われた。これは明らかに憲法 28 条にある「団体交渉を拒否する行為」は労働組合法に違反する言動である。
- ⑦ 1 月 24 日、地本は「団体交渉開催の申入れ」をエムティーへ申し入れた。団体交渉開催の期限は 2 月 15 日までに開催するようにしていた。
- ⑧ 1 月 25 日、団体交渉の申し入れを受け取った八尋大輔副社長は、西組合員に対して「出向を解除したい」「J R 東海に申し出る」と発言した。
- ⑨ 1 月 26 日、西組合員は自分の雇用がどうなるのか不安になり、支社の出向担当者へ電話したが直ぐにはつながらなかった。その後、エムティーからも J R 東海からも一切連絡がなく、不安な一晚を過ごした。
- ⑩ 2 月 4 日、一向にエムティーから地本に連絡がないため、浦谷地本書記長がエムティーへ団体交渉申し入れに関する問い合わせの連絡を行った。対応した西村専務は、「時間を頂きたい」「（開催期限から）延びる可能性がある」「来週連絡する」との対応であった。
- ⑪ 2 月 9 日、エムティーから連絡がないため、浦谷地本書記長がエムティーに連絡した。西村専務は、「もう少し日が延びる」「もうちょっと延長を受けて頂きたい」「開催は 3 月 15 日以降になる」と突然に団体交渉の開催が大幅に延びることを言ってきた。浦谷地本書記長からは、「誠意ある団体交渉の協議ではない」「他の者の出席で開催されたい」と抗議と要請をしたが、西村専務は「2 月 12 日から 1 ヶ月間、東京へ出張する」「去年から決まっている予定」「団体交渉は参加予定している者以外は無理」と言った。また、浦谷地本書記長は、西村専務に対して、2021 年 12 月 21 日の八尋勇社長が「団体交渉なんかしない」と言ったことと、1 月 25 日に八尋大輔副社長が「（西組合員の）出向を解除したい」「J R 東海へ申し出る」といった二人の言動の事実と主旨を説明するように言うと、西村専務は「（八尋勇社長は）発言してない」「（八尋大輔副社長の発

言は) 私は聞いてない」という対応であった。浦谷地本書記長は二人の発言の事実と主旨を確認してもらいたいと要請すると、西村専務は了承して2月22日に連絡すると言った。

- ⑫ 地本は、2月21日「再度の団体交渉開催の申し入れ」をエムティーへ申し入れた。
- ⑬ 約束した2月22日になっても、西村専務からの連絡はなかった。
- ⑭ 地本は、以上の⑦、⑫の項目にある団体交渉開催の申し入れを行ったが、西村専務の対応は、誠意ある団体交渉の協議とは言えず、不誠実極まりないものである。
- ⑮ さらに2021年12月21日の八尋勇社長による「団体交渉はしない」は明らかに労働組合法に違反する発言であり違反である。
- ⑯ また2022年1月25日の八尋大輔副社長が団体交渉申し入れを受け取った時点で西組合員に「出向を解除したい」「JRへ帰ってもらおう」と言った行為は西組合員を雇用不安に陥れる行為であり、不当労働行為である。
- ⑰ 2月9日に西村専務が浦谷地本書記長に言った八尋勇社長と、八尋大輔副社長の発言に対する説明は、西村専務がその事実を知っているにも関わらず、知らないというのは「ウソ」であり全くの虚偽である。
- ⑱ 以上、エムティーには、団体交渉を早急に開催し、その協議を誠実に進める義務がある根拠と理由は既に明らかである。
- ⑲ エムティーは「ウソ」「ゴマカシ」を並べて団体交渉の開催を先延ばそうとせず、早急に開催するよう求める。
- ⑳ 以上の⑦、⑫による団体交渉の早急な開催を求める。

5. 株式会社エムティーへの申し入れ

- ① (別紙1) 2022年1月24日付「団体交渉開催の申し入れ」
- ② (別紙2) 2022年2月21日付「再度の団体交渉開催の申し入れ」

6. 参考とする資料

- ① (別紙3) 2022年1月22日付「JR東海労新幹線関西地本 強制出向裁判プロジェクト『強制出向裁判通信 No. 1』」
- ② (別紙4) 2022年1月25日付「JR東海労新幹線関西地本 強制出向裁判プロジェクト『強制出向裁判通信 No. 2』」
- ③ (別紙5) 2022年1月26日付「JR東海労新幹線関西地本 強制出向裁判プロジェクト『強制出向裁判通信 No. 3』」
- ④ (別紙6) 2022年1月27日付「JR東海労新幹線関西地本 強制出向裁判

プロジェクト『強制出向裁判通信 No. 4』

- ⑤ (別紙7) 2022年2月4日付「JR 東海労新幹線関西地本 強制出向裁判プロジェクト『強制出向裁判通信 No. 5』
- ⑥ (別紙8) 2022年2月22日付「JR 東海労新幹線関西地本 強制出向裁判プロジェクト『強制出向裁判通信 No. 6』
- ⑦ (別紙9) 2022年1月20日付「JR 東海労新幹線関西地方本部『東海労関西第915』
- ⑧ (別紙10) 2022年1月20日付「JR 東海労新幹線関西地方本部『東海労関西第916』
- ⑨ (別紙11) 2022年1月22日付「JR 東海労新幹線関西地方本部『東海労関西第917』
- ⑩ (別紙12) 2022年2月5日付「JR 東海労新幹線関西地方本部『東海労関西第919』

7. 争議行為の有無 無

以 上